

人権啓発センターの設置について

地域住民や人権に関わる機関・団体等のネットワーク化を図り、人権教育・人権啓発を総合的に推進する活動の拠点として、人権啓発センターを千丁支所内に設置します。

(1) センターの機能

これまでの人権教育・啓発事業のさらなる充実を図り、人権啓発センター機能として、人権に関するあらゆる情報の提供、展示、相談機能の充実、ネットワークづくりを、重点的に推進します。

① 学習機会の提供機能

セミナーや各種講座、講師派遣・紹介事業などを行います。

② 情報の提供機能

広く人権課題の各分野を網羅した人権関連情報を収集し、住民やセンター利用者に対して、さまざまな情報の提供を行います。

③ 広報・啓発機能

各種啓発事業を通して人権啓発を行うとともに、市報やホームページなどを活用した広報活動の展開を図ります。

④ 調査・研究機能

学習・啓発のための多様な方法、プログラム、教材などの調査・研究を進めます。

⑤ 展示機能

関係機関・団体との連携による人権作品等の展示のほか、八代地域における部落解放の歴史を物語る、貴重な史料についての展示も行います。

⑥ 相談機能

さまざまな人権課題に対応できる相談窓口やシステムを充実させることにより、住民が安心して相談できる場を生み出します。

⑦ 連携機能

国や県、人権教育・啓発に積極的に取り組んでいる関係機関・団体と緊密に連携し、人権教育・啓発をより広範に深く推進します。

(2) センターの設備

「センター窓口・事務室」「相談室」「情報・ビデオ・図書・資料コーナー」「展示コーナー」を設置します。

(3) 人権啓発センターの業務体制

人権啓発センターの業務については、人権政策課啓発推進係及び人権同和政策係が業務にあたります。人権政策課の男女共同参画推進室・青少年室についても、千丁支所内に移転し、業務にあたります。啓発の推進、相談業務について、連携・協力を図り、事業を推進します。